

安倍 9 条改憲阻止にむけた 労働組合の課題

小田川 義和

はじめに

(1) 昨年 9 月下旬に、韓国の労働組合や民主団体を駆け足で訪問した。2016 年 10 月から 2017 年 3 月の間、毎週土曜日に取り組みされた朴槿恵退陣行動（ロウソク革命）の背景や経緯、行動で果たしたそれぞれの役割などについて、理解を深めることができた。

韓国のナショナルセンター・民主労総との懇談では、行動を支えた「実行委員会」の事務所が同じビルの中に置かれ、常駐スタッフの 3 割を派遣したことが語られた。「（ロウソク革命という）蓮の花を、（民主労総などの組織が）蓮根として支えた」と聞いた。

2015 年安保闘争と言われる日本の国会前のたたかいなどで、「総がかり行動実行委員会が『敷布団』の役割を果たした」といわれたこととの共通性を感じさせるものだった。

固い組織性を持った団体が国民的課題のたたかいで先頭に立つ時代は、かの国でも変化している。

(2) 「路上の民主主義」とも言われるようなデモや集会で主張をアピールする行動形態は、必ずしも近年始まったものではないが、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故後の反原発の官邸前行動も契機にそのような取り組みが強く意識され、市民参加の運動として定着してきた。

取り組みは、2015 年の安全保障関連法反対、廃止のたたかいでさらに深化した。とりわけの変化は、国会の中と外との連携、政治と大衆運動との共闘の深まりである。国会前行動などに参加した政党、候補者が市民との連携を深め、2016 年参議院選挙や新潟知事選挙、仙台市長選挙などで市民と野党の共闘の選挙をたたかい、2017 年総選挙に継承された。

要求の一致点での実現をめざす共闘は、安倍政権に変わる政治を求める運動に発展してきている。

(3) 総選挙後の情勢は、自民党が選挙で初めて改憲の具体的内容を公約に掲げて「勝利」したこともあって、憲法に自衛隊を明記するとの安倍 9 条改憲をめぐる激しいせめぎあいとなっている。11 月 27 日に開催された改憲団体「日本会議」と、同会議と一体の国会議員懇談会の創立 20 周年記念大会では、「九条の会や護憲派には負けられない」との発言も飛び出したと報じられている。

総選挙直前の民進党の解党的・分裂騒動の経緯からしても、現時点での政治の分水嶺が安保関連法と改憲にあることも明らかだ。

主権者としての選択が否応なしに迫られる課題が政治の最大争点になるという情勢のもとで、「日本の労働組合運動の積極的なたたかいを継承発展させる」（全労連規約前文）とする全労連の運動も問われることになる。深化し発

展し続けている市民と野党の共闘と真正面から向き合わなければ、全労連の役割を発揮することはできないと考える。

以下、私見を述べてみたい。

1 突然の解散総選挙、安倍首相の狙いは？

(1) 9月17日にマスコミ各社は、安倍首相が9月28日の臨時国会召集時に衆議院を解散し、10月22日投票で総選挙が実施されることを一斉に報道した。

「共謀罪」創設法の強行採決の混乱の中で通常国会の幕が閉じられたが、その幕引きは同時に、国有地の不当な値引きに首相の配偶者がかわっていた森友学園疑惑と、首相自らの関与が疑われる加計学園疑惑への野党の追及を避けるためでもあった。6月22日に民進、共産、自由、社民の野党4党が、憲法第53条にもとづく臨時国会召集要求を行ったのは当然のことであった。

しかし、「安倍晋三首相は加計問題について追及されることを嫌がっている」（竹下亘自民党国対委員長）との発言もあるような理由から、閉会中審査に一度は応じたものの、臨時国会召集には応じなかった。それが、国会解散のためだけに召集し、国会の場で理由を語ることもなく冒頭解散を行ったのである。

森友・加計隠し解散との批判が広がったのは当然であった。

(2) 総選挙直前のマスコミ等の予測では、自民党は議席の3分の2はおろか、過半数の233の確保も危ういとするものが少なくなかった（例えば、夕刊フジは、「自民党過半数割れも小池新党が大躍進」（9月30日）と報じている）。これは安倍政権にとっては大きなリスクであ

り、普通に考えれば「虎の子の与党3分の2議席」を失いかねない選挙に打って出ることは余程でない限り考えられない。

大義のない解散に加えて、東京都議会議員選挙での「小池旋風」が国政選挙にも持ち込まれる状況下での安倍首相の総選挙の決断であった。

(3) 決断の背景には、次のような点があったのではなかっただろうか。

その一つは、都議会議員選挙で自民党とともに、民進党も大きく後退していた。民進党の後退は、小池新党・都民ファーストへの民進党からの鞍替えも影響していた。

その動きは、都議会議員選挙後もおさまらず、急遽実施された民進党の代表選挙では、2016年参議院選挙を引き継ぐ市民と野党の共闘の是非が争点となっていた。代表選挙の途中でも保守系を自認する国会議員が離党し、国政進出を狙う小池東京都知事との連携に走る動きも顕在化していた。野党第一党の民進党が内部から崩壊する動きが表面化し、そのために野党の統一候補の調整が遅れていた。

その二つは、民進党の代表選挙で、市民と野党の共闘の見直しを掲げる前原氏が勝利したことである。

この代表選挙の過程で、民進党の支持母体とされる連合の神津会長は「連合は（労働運動から）共産党の影響を排除するために闘ってきた。」（8月30日の講演での発言）と述べ、共産党を含む共闘を否定した。政党の組み合わせによる二大政党制をめざす立場によって立つ基盤が何かを示す発言でもあるが、市民と野党の共闘に背を向けるものであった。

その三つは、小池東京都知事の新党結成の動きである。総選挙後に朝日新聞が特集したところでは、2016年7月の都知事選直後から「希望

の党」の結成を模索していたとされる。都議会議員選挙の勝利と民進党離党者の相次ぐ合流の流れの中で、安保関連法容認、9条を含む改憲賛成の政党が野党の一角を占めることが想定された。

その四つは、北朝鮮の核開発や相次ぐミサイル発射が、積極平和主義を唱える安倍政権の追い風となりつつあったことである。内閣支持率の変化がそのことを物語っている。

(4) 衆議院を解散しなければ、2018年12月まで1年を切ることとなり、2017年5月3日の改憲発言（自衛隊を明記した憲法を2020年までに施行させる）を具体化するための期間が限られることになる。

再び、自公で衆議院の3分の2を獲得するか、あるいは、9条改憲にまで踏み込める野党も含めて3分の2の確保が見通せれば、その期間は、少なくとも次の参議院議員選挙が予定される2019年7月までは余裕を持てることになる。

2018年通常国会だけが9条改憲を仕掛ける唯一の場合、それとも2019年通常国会も含めた複数回の勝負かの選択が迫られた時に、前述した四つの点から、安倍首相は、当初から補欠選挙が予定されていた10月22日投票を選択したのではないのだろうか。

(5) 突然の総選挙は、民進党の市民と野党の共闘からの離脱という「共闘つぶし」の思惑を込めてのものであった。そのことは、次のようなことからもうかがえる。

2016年11月に出された「日本会議」のシンクタンク・日本政策研究センターの代表、伊藤哲夫氏の論文・「改憲はまず加憲から」は、9条加憲論を展開している。その中では、9条2項の廃止という従来の主張を変更する意図を「『(改憲反対の) 統一戦線』を容易に形成させ

ないための積極戦略」だとしている。この論文が明らかにされる2か月前の民主党代表選挙に立った前原氏が、「9条1項、2項は手を着けず、第3項もしくは10条を加えて自衛隊の存在を明確にする」と発言していることも注目される。

その伊藤氏の論文をふまえ、今年5月3日の安倍改憲発言が行われことや、その安倍発言への改憲派からの批判があまり出ていないことにも留意が必要だ。

また、民進党を離党して希望の党の立ち上げにかかわった長島昭久氏は、2015年11月16日の対談で「(シールズなどの) 院外のデモの先頭に立つなんていうのは、私は論外だと今でも思っています」と述べ、市民と野党の共闘を否定していたことも振り返っておく必要がある。

2 総選挙の結果をどうみるか

(1) 安倍首相が恐れたのは、2016年参議院選挙でも示された市民と野党の共闘の効果だ。

例えば参議院選挙時の朝日新聞の青森での出口調査では、野党統一候補に投票したと回答した人を支持政党別にみると、民主党・90%、共産党84%、社民党・83%、生活の党・79%、無党派層56%、公明党・24%、自民党・11%となっていた。カギを握る無党派層はもとより、政権与党の公明党や自民党支持層も、戦争法廃止、立憲主義回復を掲げる統一候補に投票していた。

野党統一が実現した32の一人区の中で、実に28の選挙区で共闘した4党の比例得票数の和を選挙区での候補者の得票数が上回っていた。

市民と野党の共闘効果は、各政党への支持の単純な和ではなく、無党派層や安倍政権に不満を持つ保守層にも広がる点にあることが参議院選挙で実証されていた。それまでの保守政治と

は異質の極右政治との批判もある安倍政治を変えたいという市民の願いが、そこからはくみ取れる。

(2) 今回の総選挙の結果でも、市民と野党の統一効果が再確認できる。

総選挙で、自民党と公明党が獲得した得票は約 2550 万票だ。一方で立憲民主、共産、社民の立憲 3 党は 1640 万票、希望の党が 960 万票で、野党がわずかに上回っている。仮に、市民と野党の共闘つぶしがなければ、63 選挙区で野党統一候補が勝利する可能性があった（10 月 23 日、朝日新聞）。

例えば、市民と野党の共闘が成立して勝利した高知 2 区では、比例の得票率は自公が 46.75%、立憲野党が 32.61%であった。しかし、選挙区での統一候補の得票率は 56.78%と 14 ポイントも上昇している。その内訳も、無党派の 69%が、比例では自民に投票した有権者の 24%が、統一候補に票を入れたことが出口調査で明らかになっている。明確な受け皿があれば、「仕方のない自民党支持層」からも選択されることを実証している。市民と野党の統一で「保守の票が逃げる」というのは、必ずしも当たらない。

(3) このような総選挙の結果に、「政権交代のために（野党が）一つにまとまること（という前原的発想）がいかに有権者に嫌われているか痛感した」（12 月 3 日、毎日・枝野立憲民主代表）、「日本では二大政党制の試みは成功しない」（11 月 25 日の市民連合意見交換会での山口二郎法政大学教授の発言）、「政治は共闘の時代に入った」（11 月 18 日の全国革新交流集会での渡辺治一橋大学名誉教授の発言）などの発言が相次いでいる。

安倍首相が狙った安保関連法の廃止を求め、安倍 9 条改憲に反対する共闘の分断が成功しな

かったばかりか、逆にその課題を軸に統一戦線的な運動に発展する条件が高まっていることを総選挙結果が示している。

例えば、オール埼玉総行動は、埼玉県内のすべての選挙区で野党統一候補の擁立をめざして総選挙に取り組み、総選挙後は「安倍 9 条改憲 NO! 全国統一署名」を取り組みの柱に位置付け、全県 200 万人目標で取り組みを進めている。埼玉労連、連合埼玉がともに協力関係にあるオール埼玉総行動の取り組みであり、注目に値する動きである。

3 総選挙後の状況と私たちの運動

(1) 共闘の分断に成功はしなかったものの、改憲補完勢力の取り込みに安倍首相が一定成功したことも一面の事実である。

希望の党の玉木代表は、党内での憲法論議の開始に当たって 9 条改憲も視野に「自衛権の発動要件や行使の限界について、憲法に書く方が良いのかどうかなども含めて、しっかり議論を深めてほしい」と指示している（11 月 22 日産経新聞）。

一方で、公明党の山口代表は「（憲法）改正ありきで（自民の）党是だから改正をなんとか結果を出したい、というアプローチをすると誤る可能性がある」と改憲論議に慎重姿勢を示している。

マスコミの世論調査でも、自衛隊を憲法に明記する改憲に関し、「賛成・36%、反対 45%」（10 月 25 日、朝日新聞）、「賛成・49%、反対・39%」（10 月 25 日、読売新聞）、「賛成 44%、反対・41%」（11 月 3 日、日経新聞）などとなっており、世論に揺れがあることがうかがえる。

総じていえば、9 条改憲をめぐるせめぎあい

が総選挙後にさらに激化していること、9条改憲の問題点、危険性が十分に浸透していないと言える。

その状況のもとで、3000万人というかつてない規模の目標を掲げた署名に取り組むことになる。これまでとは異なる論議と発想が必要であり、そのポイントの一つが市民と野党の共闘で示される統一戦線的な運動の模索だと考える。

(2) 2017年総選挙で投票した人は約5700万人であった。ここ数回の国政選挙の投票数も同様の傾向にある。3000万人という署名の目標数は、その半分、過半数の人の賛同を得て署名の形で可視化し、安倍政権と国会に改憲発議の断念を迫るための数字である。先に紹介した各政党の得票数から言えば、自民党に投票した人からも署名への賛同を得ようというものだ。

憲法に対する様々な意見や政治的立場を越え、「憲法を守らない安倍首相には憲法を触らせない」という保守層にも賛同を呼びかける必要がある。取り組みで依拠するのは、9条改憲によって「完成」する戦争する国の危険性を共有し、平和国家を守りたいという固い岩盤のような国民世論だ。

先に統一戦線的な運動としたのは、平和を壊す政治への危機を共有し、憲法擁護の政治への転換を迫る取り組みに署名運動を位置づけることになると考えるからだ。

4 安保関連法の成立で自衛隊の役割は変わった

(1) 南スーダンに派遣されたPKO部隊に、積極的な武器使用を認める「駆け付け警護」の任務が付与されたのは2016年11月であった。自衛隊は、他国の市民に銃口を向ける存在と

なった。

2017年5月には、海上自衛隊最大の護衛艦「いずも」が米軍の補給艦護衛の任務についた。9月には、海上自衛隊の補給艦が日本海で、米軍イージス艦に給油を繰り返していることが明らかにされた。11月には、核兵器の搭載が可能な米軍の戦略爆撃機・B52と自衛隊の戦闘機が共同訓練を行っていたことが明らかになった。いずれも、安保関連法がなければ実施できない行動・訓練であり、米軍と自衛隊の一体化が進んでいることを示すものである。

しかも、これらの行動・訓練は、軍事機密も盾に、国民にも国会にも知らされないままに実施されている。仮に、補給中の自衛隊艦船が米軍イージス艦への攻撃に巻き込まれ、自衛のための反撃を自衛隊が行えば、国民は知らない内に戦争に巻き込まれることになる。その危険性は安保関連法で特段に高まった。

(2) 防衛省は、2017年度補正予算、2018年度予算に、地上配備型の迎撃ミサイル（イージス・アショア）2基（1基1000億円）を導入するための経費を盛り込むことを公表した（12月12日）。2018年度概算要求時点での防衛費は5.2兆円で過去最高額となっているが、イージス・アショアの購入経費は含まれていない。

防衛大臣は12月8日に、敵地攻撃能力のある長距離巡航ミサイルの導入方針を明らかにした。突然の発表に、「今まで日本は敵の基地を攻撃するようなことはしない、そういう能力も持たないとしてきたが、その方針の転換につながる可能性がある。（中略）国会の中で十分な議論が積み上げられない中で予算化が進むことは非常に問題だと思う」（流通経済大学・植村秀樹教授）との批判が上がっているように、憲法問題となる方針転換が政府の解釈で行われている。

11 月 5 日に来日したトランプ米大統領は、北朝鮮のミサイル発射等も口実に、アメリカ製武器の購入を迫り、安倍首相はこれを快諾したと言われる。イーリス・アショアの購入や長距離巡航ミサイルの導入方針は首脳会談の合意も背景にしているが、より大本に安保関連法の成立があることを見逃してはならない。

大軍拡、軍事費拡大の扉が開かれた感がある。これも、安保関連法成立後の状況だ。

(3) 安倍首相は、「多くの憲法学者や政党の中には自衛隊を違憲だとする議論が、今なお存在している。『自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張ってくれというのは、余りにも無責任だ』とし、憲法に自衛隊を明記しても『何も変わらない』と繰り返している。

安倍首相が言っている「自衛隊」とは、安保関連法成立後の自衛隊で、限定的とはいえ集団的自衛権を行使する存在だ。決して、東日本大震災で活躍した「災害救助」の自衛隊ではない。

安保関連法の国会審議の際、圧倒的多数の憲法学者と学識経験者、さらには歴代の内閣法制局長官や最高裁判事経験者が法の違憲性を指摘した。憲法への自衛隊の明記は安保関連法の合憲化にはかならない。それは、再びの戦前への先祖返りと戦争放棄と戦力不保持を宣言する 9 条 1 項、2 項を形骸化させることは明らかだ。

(4) NHKが行った「日本人と憲法 2017」調査によれば、憲法によって「戦争をしない平和主義が定着した」と 73%が回答した。同様の調査を行った 2002 年に比較して 15 ポイント増えている。

また、「平和主義を掲げた今の憲法を誇りに思う」と 82%が回答し、9 条改正の要否について「必要ない」が 57%となっている。9 条改正が「必要」との回答は、2002 年より 5 ポイント

減少し、自民党以外の政党支持層や、支持政党なしではそれぞれ 10 ポイント低下している。

その一方で、「自衛隊は憲法で認められると思う」との回答が 62%に上るが、その自衛隊に求める役割で「同盟国と共同で行動すること」との回答は 33%にとどまり、「他国からの侵略や攻撃に対する防衛」とする 63%の半分程度でしかない。

アメリカと一緒に海外で戦争する自衛隊を国民は認めている訳ではない。

(5) 3000 万人統一署名を成功させるためには、そのような市民の意識をふまえた働きかけが必要になる。自衛隊が合憲か違憲かとか日米安保条約の改廃が争点ではなく、集団的自衛権行使を容認する閣議決定と安保関連法が存在するもとで、憲法に自衛隊を明記することの是非が問われることになる。

その点でも、安保関連法の廃止と立憲主義の回復、安倍政権のもとでの改憲反対の一致点で前進発展してきた市民と野党の共闘の到達点だが、3000 万人署名を成功させる基盤であることは明らかだ。総選挙結果の過不足ない評価の共有が重要だと考える。

5 たたかいを攻勢的に進めるために

(1) 2017 年 9 月 1 日に、創価学会が制定した「会憲」は大変興味深い内容を記述している。前文に「(初代の牧口常三郎先生は) 第二次世界大戦中、国家神道を奉ずる軍部政府に対して国家諫暁(著者注・いさめ、さとすこと)を叫ばれ、その結果、弾圧・投獄され、獄中にて逝去された。」と記しているからだ。その意図は推し測ることしかできないが、学会の寄って立つ柱に「戦争する国に身を挺して反対すること」

があると述べているように思う。

それぞれの組織には同様によって立つ柱があり、それがその組織の運動や性格を形づくっている。

日本の労働運動は、満州事変に始まる 15 年間の侵略戦争のもと、権力によって弾圧されただけでなく、「産業報国会」に動員され戦争に協力した歴史を持っている。

その反省と、日本での軍国主義の根絶と平和・民主主義の国づくりを迫る占領政策の柱の一つに「労働組合の組織奨励」が位置づけられたことも受けて、戦後の労働運動は再生された。「教え子を再び戦場に送らない」（教員組合）、「白衣を再び戦場の血で汚さない」（医療労働組合）などのスローガンが、その再生、結成時から掲げられたのには理由があるのだ。軍靴の足音が聞こえる今、それぞれの労働組合が、再生・結成の原点を確認し、引き継ぐことの必要性を強調したい。

(2) 労働者は同時に主権者・国民であり、権利の主体としての市民でもある。

労働組合とその運動は、憲法 28 条にだけ依拠しているのではない。憲法第 3 章が明記する基本的人権も基礎にした活動も様々に行っている。格差の是正を憲法第 14 条にも依拠して運動化し、社会保障の拡充などの取り組みは憲法 25 条の実現を迫る運動として位置付けているのはその一例だ。

ILO が提唱するディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現は、憲法第 13 条が謳う個人の尊厳の実現と重なり合うものと

して理解をし、全国一律最低賃金制度実現の取り組みなどを具体化してきている。

憲法前文が述べる「平和の内に生存する権利」を持ち出すまでもなく、平和は基本的人権実現の基盤であり、戦争は最大の人権侵害であることは、歴史が証明するところだ。

おわりに

憲法 9 条は、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」（憲法前文）との日本国民の世界への約束を具体化したものだ。その約束を反故にするのか、それとも次の世代にも引き継ぐのかも、今の主権者である私たちが決めざるを得ない状況に追い詰められつつあるのが今だ。賛成か、反対かの二者択一の選択が主権者でもある労働者にせまられているときに、組織する労働組合が無関係を決め込むことはできない。

前述した歴史からしても、労働組合はその存在をかけて戦争する国に反対し続けなければならない責任を負っている。そのことからしても、安倍 9 条改憲反対の国民運動で積極的な役割を果たすために、構成員に署名等の行動への参加を訴え、改憲の危険性などを伝える対話活動を重視し、憲法擁護の政治の実現を求めることに力を集中しなければならない。

平和でこそその労働組合なのだ。

（おだがわ よしかず・全国労働組合総連合議長）